

年企発0405第1号
令和3年4月5日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
（公印省略）

令和3年4月以降に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての厚生年金基金の標準給与の算定の特例の延長について

厚生年金保険については、令和2年4月から令和3年3月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者について、「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての健康保険及び厚生年金保険の標準報酬月額保険者算定の特例について」（令和2年6月24日付け厚生労働省年金局事業管理課長及び年金課長通知）及び「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等についての健康保険及び厚生年金保険の標準報酬月額保険者算定の特例の延長等について」（令和2年9月29日付け厚生労働省年金局事業管理課長及び年金課長通知。令和2年12月24日付け一部改正。）により、新型コロナウイルス感染症の影響により休業があった者についての臨時特例措置に関して、取扱いが示されているところである。

今般、現下の情勢等を踏まえて、令和3年4月から7月までに新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についても同様の特例措置を講ずることとした（「令和3年4月以降に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての健康保険及び厚生年金保険の標準報酬月額保険者算定の特例について」（令和3年4月2日年管管発0402第1号 年管発0402第1号。以下「厚生年金保険等通知」という。））。

厚生年金基金については、「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての厚生年金基金の標準給与の保険者算定の特例について」（令和2年6月25日年企発0625第1号）により取扱いをお示ししたとおり、給与の額の算定方法等については厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定の例によることとされていることから、厚生年金基金の具体的な取扱いについては厚生年金保険等通知のとおりとするよう厚生年金基金等をご指導願いたい。



年管管発 0402 第 1 号
年 年 発 0402 第 1 号
令和 3 年 4 月 2 日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

厚生労働省年金局年金課長
(公 印 省 略)

令和 3 年 4 月以降に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者
についての健康保険及び厚生年金保険の標準報酬月額保険者算定の特例について

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴う自粛要請等を契機として、休業に伴い報酬が急減する被保険者が相当数生じている等の状況を踏まえ、令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が急減した者について、「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての健康保険及び厚生年金保険の標準報酬月額の保険者算定の特例について」

(令和 2 年 6 月 24 日付け厚生労働省年金局事業管理課長及び年金課長通知) 及び「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等についての健康保険及び厚生年金保険の標準報酬月額の保険者算定の特例の延長等について」(令和 2 年 9 月 29 日付け厚生労働省年金局事業管理課長及び年金課長通知。令和 2 年 12 月 24 日付け一部改正。以下「延長通知」という。)により、標準報酬月額の改定及び決定に係る臨時特例的な取扱いをお示したところである。

今般、現下の情勢等を踏まえて、令和 3 年 4 月から 7 月までに新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についても同様の特例措置を講ずることとした。

ついては、延長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたため、その取扱いに遺憾なきようお取り計らい願いたい。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等についての健康保険及び厚生年金保険の標準報酬月額保険者算定の特例の延長等について（令和2年9月29日付年管管発0929第1号・年管発0929第1号厚生労働省年金局事業管理課長及び年金課長通知。令和2年12月24日付け一部改正）

改正後	現行
新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等についての健康保険及び厚生年金保険の標準報酬月額の保険者算定の特例の延長等について 今般の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴う自粛要請等を契機として、休業に伴い報酬が急減する被保険者が相当数生じている等の状況を踏まえ、令和2年4月から同年7月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が急減した者については、通常の随時改定（健康保険法（大正11年法律第70号）第43条第1項及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第23条第1項の規定による改定をいう。以下同じ。）によって算定する額によらず、定時決定（健康保険法第41条第1項及び厚生年金保険法第21条第1項の規定による決定をいう。以下同じ。）までの間について、より速やかに、現状に適合した形で標準報酬月額を改定できるようにするため、「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての健康保険及び厚生年金保険の標準報酬月額の保険者算定の特例について」（令和2年6月24日付け厚生労働省年金局事業管理課長及び年金課長通知。以下「前回通知」という。）により、保険者算定について、臨時特例的な取扱いをお示したところである。現在においては、緊急事態宣言は解除されたものの、現下の情勢等を踏まえて、令和2年8月から令和3年7月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等についても同様の特例措置を講ずることとする。（略） 記 1 対象者等 （1）令和2年8月から令和3年7月までの間に急減月が生じた者についての特例 適用事業所の事業主から、以下の①から③のいずれにも該当する対象者（健康保険・厚生年金保険被保険者及び厚生年金保険70歳以上被用者）について、2に定める手続により、届出があった場合には、急減月（※1）	新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等についての健康保険及び厚生年金保険の標準報酬月額の保険者算定の特例の延長等について 今般の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴う自粛要請等を契機として、休業に伴い報酬が急減する被保険者が相当数生じている等の状況を踏まえ、令和2年4月から7月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が急減した者については、通常の随時改定（健康保険法（大正11年法律第70号）第43条第1項及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第23条第1項の規定による改定をいう。以下同じ。）によって算定する額によらず、定時決定（健康保険法第41条第1項及び厚生年金保険法第21条第1項の規定による決定をいう。以下同じ。）までの間について、より速やかに、現状に適合した形で標準報酬月額を改定できるようにするため、「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての健康保険及び厚生年金保険の標準報酬月額の保険者算定の特例について」（令和2年6月24日付け厚生労働省年金局事業管理課長及び年金課長通知。以下「前回通知」という。）により、保険者算定について、臨時特例的な取扱いをお示したところである。現在においては、緊急事態宣言は解除されたものの、現下の情勢等を踏まえて、令和2年8月から令和3年3月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等についても同様の特例措置を講ずることとする。（略） 記 1 対象者等 （1）令和2年8月から令和3年3月までの間に急減月が生じた者についての特例 適用事業所の事業主から、以下の①から③のいずれにも該当する対象者（健康保険・厚生年金保険被保険者及び厚生年金保険70歳以上被用者）について、2に定める手続により、届出があった場合には、急減月（※1）

に受けた報酬の総額を報酬月額として算定し、当該急減月の翌月から、標準報酬月額を改定できる取扱いとする。(※2、3、4、5)

ただし、当該休業が回復した月(※6)における報酬の総額を基にした標準報酬月額が、その者の標準報酬月額(本特例措置による改定後のものをいう。)に比べて2等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、別紙1-3の様式により、速やかに、その内容を届け出た上で、前回通知に基づく特例措置による改定と異なり、その翌月から当該休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額に改定するものとする。(※7)

(※1) 急減月は、令和2年8月から令和3年7月までの間の1か月であって、休業により報酬が著しく低下した月として事業主が届け出た月とする。

(※2)～(※6) (略)

(※7) 休業が回復した際の届出は、次回定時決定前の令和3年8月(令和3年6月又は7月を急減月として本特例措置による改定を行った場合は令和4年8月)までの間において、最初に当該届出を要することとなった際に、一度限り届け出ることとする。

<対象者>

(略)

(2) 令和2年4月又は5月を急減月として本特例措置による改定を既に受けた者についての特例

適用事業所の事業主から、以下の①から③のいずれにも該当する対象者(健康保険・厚生年金保険被保険者及び厚生年金保険70歳以上被用者)について、2に定める手続により、届出があった場合には、令和2年8月の報酬の総額を基礎として算定した標準報酬月額を、定時決定に係る保険者算定による算定額とする取扱いとする。(※1、2)

ただし、休業が回復した月(※3)における報酬の総額を基にした標準報酬月額が、その者の標準報酬月額(本特例措置による改定後のものをいう。)に比べて2等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、別紙1-3の様式により、速やかに、その内容を届け出た上で、

に受けた報酬の総額を報酬月額として算定し、当該急減月の翌月から、標準報酬月額を改定できる取扱いとする。(※2、3、4、5)

ただし、当該休業が回復した月(※6)における報酬の総額を基にした標準報酬月額が、その者の標準報酬月額(本特例措置による改定後のものをいう。)に比べて2等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、別紙1-3の様式により、速やかに、その内容を届け出た上で、前回通知に基づく特例措置による改定と異なり、その翌月から当該休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額に改定するものとする。(※7)

(※1) 急減月は、令和2年8月から令和3年3月までの間の1か月であって、休業により報酬が著しく低下した月として事業主が届け出た月とする。

(※2)～(※6) (略)

(※7) 休業が回復した際の届出は、次回定時決定前の令和3年8月までの間において、最初に当該届出を要することとなった際に、一度限り届け出ることとする。

<対象者>

(略)

(2) 4月又は5月を急減月として本特例措置による改定を既に受けた者についての特例

適用事業所の事業主から、以下の①から③のいずれにも該当する対象者(健康保険・厚生年金保険被保険者及び厚生年金保険70歳以上被用者)について、2に定める手続により、届出があった場合には、8月の報酬の総額を基礎として算定した標準報酬月額を、定時決定に係る保険者算定による算定額とする取扱いとする。(※1、2)

ただし、休業が回復した月(※3)における報酬の総額を基にした標準報酬月額が、その者の標準報酬月額(本特例措置による改定後のものをいう。)に比べて2等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、別紙1-3の様式により、速やかに、その内容を届け出た上で、

その翌月から当該休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額に決定するものとする。

(※1) 前回通知に基づき令和2年4月又は5月を急減月として既に本特例措置による改定を受けている者について、定時決定後の標準報酬月額（令和2年9月）が、同年8月における報酬の総額に比べて、2等級以上高い場合においては、定時決定を一度行ったとしても、同年9月を急減月としてすぐに本特例措置による改定が行われる蓋然性が高く、そのような場合について定時決定を実施し、一時的に標準報酬月額を上げることが、健康保険法第44条第1項又は厚生年金保険法第24条第1項に規定する「著しく不当」なものに該当するものとして解釈上取り扱った上で、健康保険法第41条第1項又は厚生年金保険法第21条第1項の規定による決定を特例的に行うもの。

(※2)・(※3) (略)

<対象者>

- ① 令和2年4月又は5月を急減月として本特例措置による改定を受けた者であること。
- ② 令和2年8月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、通常の定時決定により決定された標準報酬月額に比べて、2等級以上低い者であること。(※1、2)
- ③ (略)

(※1) 2等級以上低い者には、次の場合を含む。

- ・ 令和2年8月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、健康保険第49級又は厚生年金保険第31級（厚生年金保険にあっては報酬月額が63万5,000円未満である場合に限る。）となる者が、同年9月の定時決定において健康保険第50級又は厚生年金保険第32級の標準報酬月額（健康保険にあっては報酬月額が141万5,000円以上、厚生年金保険にあっては報酬月額が66万5,000円以上である場合に限る。）に決定された場合
- ・ 令和2年8月に支払われた報酬の総額が、健康保険にあっては5万3,000円未満、厚生年金保険にあっては8万3,000円未満となった者

その翌月から当該休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額に決定するものとする。

(※1) 前回通知に基づき4月又は5月を急減月として既に本特例措置による改定を受けている者について、定時決定後の標準報酬月額（9月）が、8月における報酬の総額に比べて、2等級以上高い場合においては、定時決定を一度行ったとしても、9月を急減月としてすぐに本特例措置による改定が行われる蓋然性が高く、そのような場合について定時決定を実施し、一時的に標準報酬月額を上げることが、健康保険法第44条第1項又は厚生年金保険法第24条第1項に規定する「著しく不当」なものに該当するものとして解釈上取り扱った上で、健康保険法第41条第1項又は厚生年金保険法第21条第1項の規定による決定を特例的に行うもの。

(※2)・(※3) (略)

<対象者>

- ① 4月又は5月を急減月として本特例措置による改定を受けた者であること。
- ② 8月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、通常の定時決定により決定された標準報酬月額に比べて、2等級以上低い者であること。(※1、2)
- ③ (略)

(※1) 2等級以上低い者には、次の場合を含む。

- ・ 8月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、健康保険第49級又は厚生年金保険第31級（厚生年金保険にあっては報酬月額が63万5,000円未満である場合に限る。）となる者が、9月の定時決定において健康保険第50級又は厚生年金保険第32級の標準報酬月額（健康保険にあっては報酬月額が141万5,000円以上、厚生年金保険にあっては報酬月額が66万5,000円以上である場合に限る。）に決定された場合
- ・ 8月に支払われた報酬の総額が、健康保険にあっては5万3,000円未満、厚生年金保険にあっては8万3,000円未満となった者が、9月

が、<u>同年9月</u>の定時決定において第2級の標準報酬月額に決定された場合。 (※2) <u>令和2年8月</u>に、報酬が全く支払われていない者については、第1級の標準報酬月額として取り扱うこととなる。 2 手続等の方法 (1) 提出書類 適用事業所の事業主が①の届書に、②の申立書を添えて、急減月が生じた後、速やかに、提出すること。 ① 被保険者報酬月額変更届（特例改定用）（別紙1－1・1－2） イ 1（1）に該当する場合 被保険者報酬月額変更届（特例改定用・令和2年8月～令和3年7月を急減月とする場合）（別紙1－1）を使用し、継続した3か月の各月の報酬月額等を記載する欄のうち一番下の月の欄のみに、急減月の報酬月額等を記載する取扱いとして差し支えないこと。 ロ 1（2）に該当する場合 被保険者報酬月額変更届（定時決定の保険者算定の特例に当たっての参考資料）（別紙1－2）を使用し、継続した3か月の各月の報酬月額等を記載する欄のうち一番下の月の欄のみに<u>令和2年8月</u>の報酬月額等を記載する取扱いとして差し支えないこと。 ② 申立書（別紙2） 申立書は、以下の点を申し立てるものとする。 イ～ニ （略） ホ 本特例措置による届出を行っている被保険者について、過去に令和2年8月から令和3年<u>7月</u>までを急減月とする本特例措置による届出を行っていないことを確認している旨 へ・ト （略） (2) (略) (3) 受付期間等	の定時決定において第2級の標準報酬月額に決定された場合。 (※2) <u>8月</u>に、報酬が全く支払われていない者については、第1級の標準報酬月額として取り扱うこととなる。 2 手続等の方法 (1) 提出書類 適用事業所の事業主が①の届書に、②の申立書を添えて、急減月が生じた後、速やかに、提出すること。 ① 被保険者報酬月額変更届（特例改定用）（別紙1－1・1－2） イ 1（1）に該当する場合 被保険者報酬月額変更届（特例改定用・令和2年8月～令和3年3月を急減月とする場合）（別紙1－1）を使用し、継続した3か月の各月の報酬月額等を記載する欄のうち一番下の月の欄のみに、急減月の報酬月額等を記載する取扱いとして差し支えないこと。 ロ 1（2）に該当する場合 被保険者報酬月額変更届（定時決定の保険者算定の特例に当たっての参考資料）（別紙1－2）を使用し、継続した3か月の各月の報酬月額等を記載する欄のうち一番下の月の欄のみに<u>8月</u>の報酬月額等を記載する取扱いとして差し支えないこと。 ② 申立書（別紙2） 申立書は、以下の点を申し立てるものとする。 イ～ニ （略） ホ 本特例措置による届出を行っている被保険者について、過去に令和2年8月から令和3年<u>3月</u>までを急減月とする本特例措置による届出を行っていないことを確認している旨 へ・ト （略） (2) (略) (3) 受付期間等
---	--

本特例措置による届出は、令和2年10月5日から受理することとする。
なお、令和3年1月から同年3月までを急減月とする届出については、同年1月25日から、同年4月から同年7月までを急減月とする届出については、同年4月26日から受理することとする。

また、長期の遡及による保険料の賦課や給付の調整、給与事務の複雑化を防止する等の観点から、令和3年2月末までを受付期間とする。なお、令和3年1月から同年3月までを急減月とする届出については、同年5月末までを、同年4月から同年7月までを急減月とする届出については、同年9月末までを受付期間とする。

3 その他の運用上の留意点等

(1) (略)

(2) 再度の特例措置の届出の取扱い

本特例措置による届出は、保険料の賦課や給付、給与事務の複雑化、不安定化等を防ぐため、同一の被保険者について、令和2年8月から令和3年7月までを急減月とする本特例措置による改定を複数回行うことや、令和2年8月の報酬の総額に基づく定時決定に係る保険者算定の特例と令和2年8月から令和3年7月までを急減月とする本特例措置による改定を行うこと、届出後に急減月の選択等を変更すること等はできないので留意すること。

ただし、令和2年4月から同年7月までを急減月とする本特例措置による改定とは、それぞれ一度に限り行うことが可能であること。

(3) 前回通知との関係

同一の被保険者について、令和2年6月又は7月を急減月とする本特例措置による改定と令和2年8月から令和3年7月までを急減月とする本特例措置による改定をそれぞれ行った場合において、前回通知に基づき令和2年6月又は7月を急減月として特例措置による改定をした者に係る休業回復に伴う特例改定（前回通知2の柱書の※5の届出）に該当する前に、令和2年8月から令和3年7月までを急減月とする本特例措置による改定を行ったときは、前回通知2の柱書の※5の届出を行うことは要さず、本通知1（1）ただし書の届出のみを行うこととなること。

本特例措置による届出は、令和2年10月5日から受理することとする。
なお、令和3年1月から3月までを急減月とする届出については、同年1月25日から受理することとする。

また、長期の遡及による保険料の賦課や給付の調整、給与事務の複雑化を防止する等の観点から、令和3年2月末までを受付期間とする。なお、令和3年1月から3月までを急減月とする届出については、同年5月末までを受付期間とする。

3 その他の運用上の留意点等

(1) (略)

(2) 再度の特例措置の届出の取扱い

本特例措置による届出は、保険料の賦課や給付、給与事務の複雑化、不安定化等を防ぐため、同一の被保険者について、令和2年8月から令和3年3月までを急減月とする本特例措置による改定を複数回行うことや、令和2年8月の報酬の総額に基づく定時決定に係る保険者算定の特例と令和2年8月から令和3年3月までを急減月とする本特例措置による改定を行うこと、届出後に急減月の選択等を変更すること等はできないので留意すること。

ただし、令和2年4月から7月までを急減月とする本特例措置による改定とは、それぞれ一度に限り行うことが可能であること。

(3) 前回通知との関係

同一の被保険者について、令和2年6月又は7月を急減月とする本特例措置による改定と令和2年8月から令和3年3月までを急減月とする本特例措置による改定をそれぞれ行った場合において、前回通知に基づき令和2年6月又は7月を急減月として特例措置による改定をした者に係る休業回復に伴う特例改定（前回通知2の柱書の※5の届出）に該当する前に、令和2年8月から令和3年3月までを急減月とする本特例措置による改定を行ったときは、前回通知2の柱書の※5の届出を行うことは要さず、本通知1（1）ただし書の届出のみを行うこととなること。

このほか、令和2年4月から同年7月までを急減月とする本特例措置による改定の取扱いについては、引き続き、前回通知によるものであること。 (4)・(5) (略)	このほか、令和2年4月から7月までを急減月とする本特例措置による改定の取扱いについては、引き続き、前回通知によるものであること。 (4)・(5) (略)
--	--

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	事業所整理記号		-	
	事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒		
	事業所名称			
	事業主氏名			
	電話番号	()		

受付印	
特例	
令和3年1月～令和3年7月 を急減月とする場合	
社会保険労務士記載欄	
氏 名 等	

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑪ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ	
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑫ 備考	
	⑨ 給与 支給月	⑩ 給与計算の 基礎日数	報酬月額		⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額			
			⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額						
										⑯ 修正平均額
1	①		②		③		④		⑪	
	⑤ 健		⑥ 厚		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑫	
	⑨ 支給月		⑩ 日数		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑮ 平均額	
	⑨ 月		⑩ 日		⑬ 円		⑭ 円		⑮ 円	
	⑨ 月		⑩ 日		⑬ 円		⑭ 円		⑮ 円	
2	①		②		③		④		⑪	
	⑤ 健		⑥ 厚		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑫	
	⑨ 支給月		⑩ 日数		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑮ 平均額	
	⑨ 月		⑩ 日		⑬ 円		⑭ 円		⑮ 円	
	⑨ 月		⑩ 日		⑬ 円		⑭ 円		⑮ 円	
3	①		②		③		④		⑪	
	⑤ 健		⑥ 厚		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑫	
	⑨ 支給月		⑩ 日数		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑮ 平均額	
	⑨ 月		⑩ 日		⑬ 円		⑭ 円		⑮ 円	
	⑨ 月		⑩ 日		⑬ 円		⑭ 円		⑮ 円	
4	①		②		③		④		⑪	
	⑤ 健		⑥ 厚		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑫	
	⑨ 支給月		⑩ 日数		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑮ 平均額	
	⑨ 月		⑩ 日		⑬ 円		⑭ 円		⑮ 円	
	⑨ 月		⑩ 日		⑬ 円		⑭ 円		⑮ 円	
5	①		②		③		④		⑪	
	⑤ 健		⑥ 厚		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑫	
	⑨ 支給月		⑩ 日数		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑮ 平均額	
	⑨ 月		⑩ 日		⑬ 円		⑭ 円		⑮ 円	
	⑨ 月		⑩ 日		⑬ 円		⑭ 円		⑮ 円	

※ 「⑨給与と支給月」とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。

※ この届書には「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「報酬月額の算定の特例」を申し立てる者の届出(令和3年1月から令和3年7月までを急減月とする場合)」について記載してください。

※ この届書には「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書」を必ず添付してください。
(複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。)

この届書は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、令和3年1月から令和3年7月までのいずれかの月に報酬の大幅な変動があった場合に、「報酬月額算定の特例」による特例改定を行う場合にご提出いただくものです。

- ・この届書を提出いただく特例改定の対象者となるのは、以下の(1)から(3)のすべてに該当した場合となります。
- (1) 事業主が**新型コロナウイルス感染症の影響により休業**（時間単位の休業を含む。）させたことにより、**報酬が著しく低下した月**（令和3年1月から令和3年7月までのいずれか1か月。以下「急減月」という。）が**生じた者**である場合。
- ※「休業」とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全1日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において1時間以上労働することができない状態をいいます。
- (2) **急減月に支払われた報酬の総額**（1か月分）に該当する標準報酬月額が、改定前の標準報酬月額より**2等級以上低下**している場合。
- (3) 特例改定により改定することについて、**対象者本人が書面により同意**している場合。
- ※ 上記による本特例改定においては、通常の月額変更届における取扱いと次の点が異なりますので、ご注意ください。
- ・ **急減月の1か月の報酬を用いて、その翌月分の保険料から標準報酬月額を改定**します。
 - ・ 基本給や日給等の基礎単価の変動などの**固定的賃金の変動の有無に関わらず**、改定前の標準報酬月額より**2等級以上低下していれば該当**します。
 - ・ **急減月に報酬が支払われていない場合も対象**とし、その場合は、**最低等級の標準報酬月額により改定**します。
 - ・ 急減月及びその前2か月に、報酬支払の基礎となった日数が17日以上（特定適用事業所等における短時間労働者の場合は11日以上）の場合で、**報酬の支給の有無に関わらず**、事業主からの**休業命令や自宅待機指示等により使用関係が継続**している場合は、**報酬支払の基礎日数に含みます**。
 - ・ 特例改定の対象となる保険料は、**令和3年2月分以降の保険料**となります。
 - ・ 特例改定の届出を行う際には、事業主が作成した「**新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書**」の添付が**必要**です。
 - ・ 本特例改定により**改定となった被保険者**は、**休業が回復した月（報酬支払の基礎日数が17日以上となった月）の報酬が2等級以上上昇**したときには、**固定的賃金の変動の有無に関わらず、随時改定の届出が必要**となります。

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号をご記入ください。

事業所整理記号	0	1	-	イ	ロ	ハ
---------	---	---	---	---	---	---

- ①被保険者整理番号 : 資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ずご記入ください。
- ③生年月日 : 該当する元号の番号と、年月日を下図のようにご記入ください。
- 【元号】 1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成 9. 令和
- 【記入例】 昭和63年5月3日の場合
- ③ 5-630503
- ④改定年月 : 標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。
: 「⑨給与支給月」に記載した月の翌月が改定年月となります。
- ⑤従前の標準報酬月額 : 現在の標準報酬月額を千円単位でご記入ください。
- ⑥従前改定月 : 「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月をご記入ください。
- ⑦昇(降)給 : **急減月をご記入ください。**
: また、**あらかじめ「2. 降給」に○を付していますので、改めての記載は不要です。**
- ⑧遡及支払額 : 急減月に遡及分の支払があった場合は、遡及差額分の金額をご記入ください。
- ⑨給与支給月 : 急減月をご記入ください。
- ⑩給与計算の基礎日数 : 月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。
- 本特例に限り、報酬の支給の有無に関わらず、事業主からの休業命令や自宅待機指示等により使用関係が継続している場合は、報酬支払の基礎日数に含みます。※基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。
- ⑪通貨によるものの額 : 給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。
※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額をご記入ください。
- ⑫現物によるものの額 : 報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)
- ⑬合計 : 「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額をご記入ください。
- ⑭総計 : 記載は不要です。
- ⑮平均額 : 記載は不要です。
- ⑯修正平均額 : **急減月に係る「⑬合計」欄の金額をそのままご記入ください。**
※ただし、急減月に遡及分の支払があった場合は、⑧に遡及支払額をご記入のうえで、⑯には遡及支払額を除いた額をご記入ください。
- ⑰個人番号 : 70歳以上被用者の方のみご記入ください。また、本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。
- (基礎年金番号) : 基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。
- ⑱備考 : 「1. 70歳以上被用者月額変更」は、被用者が70歳以上の方の場合に、○で囲んでください。
この場合には、個人番号(又は基礎年金番号)を「⑰個人番号」欄にご記入ください。
「2. 二以上勤務」は、被保険者(70歳以上被用者)が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。
「3. 短時間労働者」に該当する場合は、○で囲んでください。
「5. 健康保険のみ月額変更」は今まで健康保険に加入していた被保険者が、70歳到達時の契約変更等の理由により健康保険のみ月額変更となる場合(70歳以上被用者月額変更には該当しないケース)に○で囲んでください。

「6. その他」には、**あらかじめ○で囲み、「特例改定(申立書1の①に該当)」と記入していますので、改めての記載は不要です。**

お知らせ

- ・ 固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもの(基本給・家族手当・住宅手当等)のことです。
- ・ 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時501人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
- ・ 届出内容や本人同意を確認できる書類については、本届出への添付は不要ですが、後日確認する場合がありますので、**届出日から2年間は保存**してください。
- ・ **同一の者が本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後に取下げ・変更を行うことはできません。**

令和 年 月 日提出

提出者記入欄

事業所整理記号		-	
事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒		
事業所名称			
事業主氏名			
電話番号	()		

受付印

特例

休業が回復した場合

社会保険労務士記載欄

氏 名 等

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑦ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ	
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 適及支払額		⑩ 備考	
	⑨ 給与 支給月	⑩ 給与計算の 基礎日数	報酬月額		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計			
			⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額			⑮ 平均額			
									⑯ 修正平均額	
1	①		②		③		④		⑦	
	⑤ 健		⑥ 厚		⑦昇(降)給		⑧適及支払額		⑩	
	千円		千円		年 月		年 月		円	
	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計	⑮平均額	⑯修正平均額	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(休業回復(申立書5に該当))	
	— 月	— 日	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円		
	— 月	— 日	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円		
2	①		②		③		④		⑦	
	⑤ 健		⑥ 厚		⑦昇(降)給		⑧適及支払額		⑩	
	千円		千円		年 月		年 月		円	
	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計	⑮平均額	⑯修正平均額	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(休業回復(申立書5に該当))	
	— 月	— 日	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円		
	— 月	— 日	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円		
3	①		②		③		④		⑦	
	⑤ 健		⑥ 厚		⑦昇(降)給		⑧適及支払額		⑩	
	千円		千円		年 月		年 月		円	
	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計	⑮平均額	⑯修正平均額	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(休業回復(申立書5に該当))	
	— 月	— 日	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円		
	— 月	— 日	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円		
4	①		②		③		④		⑦	
	⑤ 健		⑥ 厚		⑦昇(降)給		⑧適及支払額		⑩	
	千円		千円		年 月		年 月		円	
	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計	⑮平均額	⑯修正平均額	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(休業回復(申立書5に該当))	
	— 月	— 日	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円		
	— 月	— 日	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円		
5	①		②		③		④		⑦	
	⑤ 健		⑥ 厚		⑦昇(降)給		⑧適及支払額		⑩	
	千円		千円		年 月		年 月		円	
	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計	⑮平均額	⑯修正平均額	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(休業回復(申立書5に該当))	
	— 月	— 日	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円		
	— 月	— 日	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円		

※ 「⑨給与支給月」とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。

※ この届書には新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「報酬月額の算定の特例」を行った後に休業が回復した者の届出について記載してください。

※ この届書には、添付書類は必要ありません。

この届書は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「報酬月額算定の特例」に該当した者が、その後に休業が回復した場合にご提出いただくものです。

- この届書を提出いただく特例改定の対象者となるのは、以下の(1)及び(2)のいずれにも該当した場合となります。
 - (1) 以下の1または2の**特例改定を受けた者**である場合。
 - (2) **休業が回復した月**における報酬の総額に該当する標準報酬月額が、特例改定による改定後の標準報酬月額より**2等級以上上昇**している場合。
 - ※「休業が回復した月」とは、報酬支払基礎日数が17日以上ある状態をいいます。（この場合の日数には、報酬が発生していないが報酬支払の基礎となった日として取り扱われる日は含まない。）
- 〈特例1〉令和2年8月から令和3年7月までの間に急減月が生じた者についての特例（以下の①から③のすべてに該当する者が対象）
 - ① 事業主が新型コロナウイルス感染症の影響により休業（時間単位の休業を含む。）させたことにより、報酬が著しく低下した月（令和2年8月から令和3年7月までのいずれか1か月。以下「急減月」という。）が生じた者である場合。
 - ② 急減月に支払われた報酬の総額（1か月分）に該当する標準報酬月額が、改定前の標準報酬月額より2等級以上低下している場合。
 - ③ 特例改定により改定することについて、対象者本人が書面により同意している場合。
- 〈特例2〉令和2年4月又は5月を急減月として特例改定を既に受けた者についての特例（以下の①から③のすべてに該当する者が対象。）
 - ① 令和2年4月又は5月を急減月として、特例改定を既に受けた場合。
 - ② 令和2年8月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、令和2年9月の定時決定において決定される標準報酬月額に比べて、2等級以上低い場合。
 - ③ 特例改定により改定することについて、対象者本人が書面により同意している場合。
- ※ 上記(1)及び(2)に該当した場合の特例改定においては、通常の月額変更届における取扱いと次の点が異なりますので、ご注意ください。
 - 休業が回復した月の1か月の報酬を用いて、その翌月分の保険料から標準報酬月額を改定します。
 - 基本給や日給等の基礎単価の変動などの**固定的賃金の変動の有無に関わらず**、改定前の標準報酬月額より**2等級以上上昇していれば該当**します。
- この届書の対象となる保険料は、上記要件に定める特例改定が行われた時期に基づき、次のとおりとなります。
 - (1) 令和2年8月から令和3年5月までを急減月として特例改定を行った場合は、令和3年8月までの保険料。
 - (2) 令和3年6月又は令和3年7月を急減月として特例改定を行った場合は、令和4年8月までの保険料。

記入方法

提出者記入欄：事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号をご記入ください。

事業所整理記号	01	-	イロハ
---------	----	---	-----

- ①被保険者整理番号：資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ずご記入ください。
- ③生年月日：該当する元号の番号と、年月日を下図のようにご記入ください。

【元号】1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成 9. 令和 ③ 5-630503

【記入例】昭和63年5月3日の場合
- ④改定年月：標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。
：「**⑨給与支給月**」に記載した月の翌月が改定年月となります。
- ⑤従前の標準報酬月額：現在の標準報酬月額を千円単位でご記入ください。
- ⑥従前改定月：「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月をご記入ください。
- ⑦昇(降)給：**あらかじめ「1.昇給」に○を付していますので、改めでの記載は不要です。**
- ⑧遡及支払額：休業が回復した月に遡及分の支払があった場合は、遡及差額分の金額をご記入ください。
- ⑨給与支給月：休業が回復した月をご記入ください。
- ⑩給与計算の基礎日数：月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。
- ⑪通貨によるものの額：給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。
※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額をご記入ください
- ⑫現物によるものの額：報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)
- ⑬合計：「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額をご記入ください。
- ⑭総計：記載は不要です。
- ⑮平均額：記載は不要です。
- ⑯修正平均額：**休業が回復した月に係る「⑬合計」欄の金額をそのままご記入ください。**
※ただし、休業が回復した月に遡及分の支払があった場合は、⑧に遡及支払額をご記入のうえで、⑯には遡及支払額を除いた額をご記入ください。
- ⑰個人番号(基礎年金番号)：70歳以上被用者の方のみご記入ください。また、本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。
基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。
- ⑱備考：
 - 「1.70歳以上被用者月額変更」は、被用者が70歳以上の方の場合に、○で囲んでください。
 - この場合には、個人番号(又は基礎年金番号)を「⑰個人番号」欄にご記入ください。
 - 「2.二以上勤務」は、被保険者(70歳以上被用者)が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。
 - 「3.短時間労働者」に該当する場合は、○で囲んでください。
 - 「5.健康保険のみ月額変更」は今まで健康保険に加入していた被保険者が、70歳到達時の契約変更等の理由により健康保険のみ月額変更となる場合(70歳以上被用者月額変更には該当しないケース)に○で囲んでください。
 - 「6.その他」には、あらかじめ○で囲み、「休業回復(申立書5に該当)」と記入していますので、改めでの記載は不要です。**

お知らせ

- ・ 固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもの（基本給・家族手当・住宅手当等）のことです。
- ・ 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時501人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
- ・ 届出内容や本人同意を確認できる書類については、本届出への添付は不要ですが、後日確認する場合がありますので、**届出日から2年間は保存**してください。
- ・ 同一の者が本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後に取下げ・変更を行うことはできません。

月額変更届【特例】用

(令和3年1月～令和3年7月を急減月とする場合)

別紙2

年金事務所長 あて

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の変更に係る申立書

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、被保険者の報酬が特に著しく減少しているため、健康保険及び厚生年金保険被保険者の標準報酬月額変更届を提出するにあたり、以下のすべてに該当するとともに、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」にて標準報酬月額を改定していただくよう申し立てします。

※ 申立てにあたり、以下のすべての項目に該当していることを確認し、チェック☑してください。

☐ 以下のすべての項目に該当しています。

1 特例の対象となる被保険者は、新型コロナウイルス感染症の影響により休業（時間単位の休業を含む。）させたことにより、届出の対象月において、当該月の報酬の総額が従前の標準報酬月額より2等級以上減少していることを確認しています。

※ 「休業」とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全1日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において1時間以上労働することができない状態をいいます。

※ 届出の対象月とその前2か月の全ての月に、報酬支払の基礎日数が17日以上（特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上。以下同じ。）あることが必要です。

2 特例の対象となる被保険者本人から、「報酬月額の算定の特例」により改定すること及び改定内容について、書面により同意を得ています。

※ 届出により保険料が遡及して減額された場合、被保険者へ適切に保険料を返還します。

3 特例の対象となる被保険者について、これまでに令和2年8月から令和3年7月を急減月とした「報酬月額の算定の特例」による届出を行っていません。

4 特例の対象となる被保険者が、「報酬月額の算定の特例」の要件に該当することが確認できる書類及び被保険者本人の書面による同意書を、届出日から2年間保管します。

5 改定後、休業が回復した月（※）に支給された報酬が、改定後の標準報酬月額より2等級以上増加する場合は、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、回復した月の翌月に随時改定の届出を行います。また、そのことについて、特例の対象となる被保険者本人から、書面により同意を得ています。

※ 休業が回復した月は、実際に報酬を支払った日が17日以上ある月をいいます。

【組合管掌健康保険に加入する事業所又は厚生年金基金設立事業所の場合】

6 健康保険組合又は厚生年金基金に対し、同様の特例の手続を行います。

【提出者記入欄】

上記の内容に誤りはありません。

令和 年 月 日提出

事業所整理記号	—
事業所所在地	〒 —
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	

※ 複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。

※ 同一の被保険者について、本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後の変更はできません。

参考様式

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の特例に係る同意書

(月額変更届【特例】用(令和3年1月～令和3年7月を急減月とする場合))

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、被保険者の報酬が特に著しく減少しているため、下記のとおり、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項の規定による「報酬月額の算定の特例」によって標準報酬月額を改定・決定することについて同意します。

記

- 1 本特例により、下表の報酬月額に基づき、給与支給月の翌月(以下「改定月」という。)から標準報酬月額が改定され、改定月分から次に改定・決定されるまでの間の健康保険・厚生年金保険料に適用されること。

(表中の事項は事業主が記載)

給与 支給月	報酬月額			改定年月 (給与支給月 の翌月)
	通貨による ものの額①	現物による ものの額②	合計 (①+②)	
年 月	円	円	円	年 月

※ 届出により保険料が遡及して減額された場合には、事業主から保険料の返還があります。

- 2 改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金額などが算出されること。
- 3 休業が回復した月(※)に支給する報酬が、本特例による改定後の標準報酬月額より2等級以上増加する場合は、回復した月の翌月に月額変更届による届出を行うこととなること。
- ※ 休業が回復した場合とは、実際に報酬を支払った日が17日以上(特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上。)ある場合をいいます。
- 4 本特例による標準報酬月額の改定が行われた後に、この同意を撤回することはできないこと。

令和 年 月 日

被保険者氏名

※ この同意書は、報酬月額の算定の特例の届書に添付する必要はありません。
事業所において、届出日から2年間は保存してください。

年管管発 0929 第 1 号
年 年 発 0929 第 1 号
令和 2 年 9 月 29 日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

厚生労働省年金局年金課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等についての
健康保険及び厚生年金保険の標準報酬月額保険者算定の特例の延長等について

今般の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴う自粛要請等を契機として、休業に伴い報酬が急減する被保険者が相当数生じている等の状況を踏まえ、令和 2 年 4 月から同年 7 月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が急減した者については、通常の随時改定（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 43 条第 1 項及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 23 条第 1 項の規定による改定をいう。以下同じ。）によって算定する額によらず、定時決定（健康保険法第 41 条第 1 項及び厚生年金保険法第 21 条第 1 項の規定による決定をいう。以下同じ。）までの間について、より速やかに、現状に適合した形で標準報酬月額を改定できるようにするため、「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての健康保険及び厚生年金保険の標準報酬月額保険者算定の特例について」（令和 2 年 6 月 24 日付け厚生労働省年金局事業管理課長及び年金課長通知。以下「前回通知」という。）により、保険者算定について、臨時特例的な取扱いをお示ししたところである。

現在においては、緊急事態宣言は解除されたものの、現下の情勢等を踏まえて、令和 2 年 8 月から令和 3 年 7 月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等についても同様の特例措置を講ずることとする。

具体的な内容等は、下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾なきようお取り計らい願いたい。

なお、前回通知に基づく特例措置とは相違する取扱いがあることに留意されたい。

また、本特例措置は、今般の新型コロナウイルス感染症による特別の状況等を踏まえ、通常の随時改定及び定時決定とは別途の手續として、臨時特例的な取扱いを整理したものであることから、本特例措置の内容は、通常の随時改定及び定時決定には適用されるものでないことに留意されたい。

記

1 対象者等

(1) 令和 2 年 8 月から令和 3 年 7 月までの間に急減月が生じた者についての特例

適用事業所の事業主から、以下の①から③のいずれにも該当する対象者（健康保険・

(参考) 改正後全文

厚生年金保険被保険者及び厚生年金保険 70 歳以上被用者) について、2 に定める手続により、届出があった場合には、急減月 (※1) に受けた報酬の総額を報酬月額として算定し、当該急減月の翌月から、標準報酬月額を改定できる取扱いとする。(※2、3、4、5)

ただし、当該休業が回復した月 (※6) における報酬の総額を基にした標準報酬月額が、その者の標準報酬月額 (本特例措置による改定後のものをいう。) に比べて2等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、別紙1-3の様式により、速やかに、その内容を届け出た上で、前回通知に基づく特例措置による改定と異なり、その翌月から当該休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額に改定するものとする。(※7)

(※1) 急減月は、令和2年8月から令和3年7月までの間の1か月であって、休業により報酬が著しく低下した月として事業主が届け出た月とする。

(※2) 今般の新型コロナウイルス感染症を契機とする休業により、例えば、休業中に賃金が支払われない、報酬支払の基礎となる日数が著しく減少するなど、通常時の賃金体系と著しく異なる不安定な事態が広範かつ相当の期間生じ、又は生じうる等の特別の状況に鑑み、休業による報酬急減が生じた場合には、健康保険法第43条第1項又は厚生年金保険法第23条第1項に規定する「継続した三月間に受けた報酬の総額を三で除して得た額」が、健康保険法第44条第1項又は厚生年金保険法第24条第1項に規定する「著しく不当」なものに該当するものとして解釈上取り扱った上で、健康保険法第43条第1項又は厚生年金保険法第23条第1項の規定による改定を特例的に行うもの。

(※3) 報酬支払の基礎となった日数 (17 日以上 (健康保険法第41条第1項及び厚生年金保険法第21条第1項の規定により11日とされる者にあつては11日以上。以下同じ。)) については、事業主からの休業命令や自宅待機指示などがあり、その間、使用関係が継続していれば、当該休業した日を、当該休業した日について支払われた報酬の有無にかかわらず、当該報酬支払の基礎となった日として取り扱う。(その上で、報酬支払の基礎となった日数が17日未満となる場合は、健康保険法第43条第1項及び厚生年金保険法第23条第1項との関係上、本特例措置による届出の対象とはならないこととなる。)

(※4) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、事業主が被保険者に支払う報酬でないから、ここにいう報酬の総額には含まれない。

(※5) 本特例措置においては、固定的賃金の変動を伴わない場合を含む取扱いとする。

(※6) 休業が回復した月とは、報酬支払の基礎となった日が17日以上ある状態とする。(この場合の日数の算定においては、※3により、報酬が発生していないが報酬支払の基礎となった日として取り扱われる日は含まないものとする。)

(※7) 休業が回復した際の届出は、次回定時決定前の令和3年8月 (令和3年6月又は7月を急減月として本特例措置による改定を行った場合は令和4年8月) までの間において、最初に当該届出を要することとなった際に、一度限り届け出ることとする。

<対象者>

- ① 事業主が新型コロナウイルス感染症の影響により休業 (※1) させたことにより、急減月が生じた者であること。
- ② 当該急減月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、当該急減月

に設定されている標準報酬月額（※２、３）に比べて、２等級以上低下した者であること。

- ③ 本特例措置による改定を行うことについて、本人が書面で同意している者であること。

（※１）休業とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全１日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において１時間以上労働することができない状態をいう。

（※２）２等級以上低下した者には、次の場合を含む。

（令和２年８月を急減月とする場合）

- ・ 健康保険第５０級又は厚生年金保険第３１級の標準報酬月額にある者の報酬月額（健康保険にあっては報酬月額が１４１万５,０００円以上、厚生年金保険にあっては報酬月額が６３万５,０００円以上である場合に限る。）が降給したことにより、その算定月額が健康保険第４９級又は厚生年金保険第３０級以下の標準報酬月額に該当することとなった場合。
- ・ 第２級の標準報酬月額にある者の報酬月額が降給したことにより、その算定月額が健康保険にあっては５万３,０００円未満、厚生年金保険にあっては８万３,０００円未満となった場合。

（令和２年９月から令和３年３月までを急減月とする場合）

- ・ 健康保険第５０級又は厚生年金保険第３２級の標準報酬月額にある者の報酬月額（健康保険にあっては報酬月額が１４１万５,０００円以上、厚生年金保険にあっては報酬月額が６６万５,０００円以上である場合に限る。）が降給したことにより、その算定月額が健康保険第４９級又は厚生年金保険第３１級以下の標準報酬月額に該当することとなった場合。
- ・ 第２級の標準報酬月額にある者の報酬月額が降給したことにより、その算定月額が健康保険にあっては５万３,０００円未満、厚生年金保険にあっては８万３,０００円未満となった場合。

（※３）急減月に、報酬が全く支払われていない者については、第１級の標準報酬月額として取り扱うこととなる。

（※４）なお、被保険者期間が急減月を含めて３か月未満の者については、健康保険法第４３条第１項及び厚生年金保険法第２３条第１項の規定上、本特例措置による届出の対象とはならないこととなる。

（２）令和２年４月又は５月を急減月として本特例措置による改定を既に受けた者についての特例

適用事業所の事業主から、以下の①から③のいずれにも該当する対象者（健康保険・厚生年金保険被保険者及び厚生年金保険７０歳以上被用者）について、２に定める手続により、届出があった場合には、令和２年８月の報酬の総額を基礎として算定した標準報酬月額を、定時決定に係る保険者算定による算定額とする取扱いとする。（※１、２）

ただし、休業が回復した月（※３）における報酬の総額を基にした標準報酬月額が、その者の標準報酬月額（本特例措置による改定後のものをいう。）に比べて２等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、別紙１－３の様式により、速やかに、その内容を届け出た上で、その翌月から当該休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額に決定するものとする。

（※１）前回通知に基づき令和２年４月又は５月を急減月として既に本特例措置による改定を

(参考) 改正後全文

受けている者について、定時決定後の標準報酬月額（令和2年9月）が、同年8月における報酬の総額に比べて、2等級以上高い場合においては、定時決定を一度行ったとしても、同年9月を急減月としてすぐに本特例措置による改定が行われる蓋然性が高く、そのような場合について定時決定を実施し、一時的に標準報酬月額を上げることは、健康保険法第44条第1項又は厚生年金保険法第24条第1項に規定する「著しく不当」なものに該当するものとして解釈上取り扱った上で、健康保険法第41条第1項又は厚生年金保険法第21条第1項の規定による決定を特例的に行うもの。

(※2) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、事業主が被保険者に支払う報酬でないから、ここにいう報酬の総額には含まれない。

(※3) 休業が回復した月の考え方は、(1)と同様。

<対象者>

- ① 令和2年4月又は5月を急減月として本特例措置による改定を受けた者であること。
- ② 令和2年8月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、通常の定時決定により決定された標準報酬月額に比べて、2等級以上低い者であること。
(※1、2)
- ③ 本特例措置による決定を行うことについて、本人が書面で同意している者であること。

(※1) 2等級以上低い者には、次の場合を含む。

- ・ 令和2年8月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、健康保険第49級又は厚生年金保険第31級（厚生年金保険にあっては報酬月額が63万5,000円未満である場合に限る。）となる者が、同年9月の定時決定において健康保険第50級又は厚生年金保険第32級の標準報酬月額（健康保険にあっては報酬月額が141万5,000円以上、厚生年金保険にあっては報酬月額が66万5,000円以上である場合に限る。）に決定された場合
- ・ 令和2年8月に支払われた報酬の総額が、健康保険にあっては5万3,000円未満、厚生年金保険にあっては8万3,000円未満となった者が、同年9月の定時決定において第2級の標準報酬月額に決定された場合。

(※2) 令和2年8月に、報酬が全く支払われていない者については、第1級の標準報酬月額として取り扱うこととなる。

2 手続等の方法

(1) 提出書類

適用事業所の事業主が①の届書に、②の申立書を添えて、急減月が生じた後、速やかに、提出すること。

① 被保険者報酬月額変更届（特例改定用）（別紙1-1・1-2）

イ 1 (1) に該当する場合

被保険者報酬月額変更届（特例改定用・令和2年8月～令和3年7月を急減月とする場合）（別紙1-1）を使用し、継続した3か月の各月の報酬月額等を記載する欄のうち一番下の月の欄のみに、急減月の報酬月額等を記載する取扱いとして差し支えないこと。

ロ 1 (2) に該当する場合

被保険者報酬月額変更届（定時決定の保険者算定の特例に当たっての参考資料）（別紙１－２）を使用し、継続した３か月の各月の報酬月額等を記載する欄のうち一番下の月の欄のみに令和２年８月の報酬月額等を記載する取扱いとして差し支えないこと。

② 申立書（別紙２）

申立書は、以下の点を申し立てるものとする。

- イ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業があった旨（１（２）の決定の対象者になる者は除く。）
- ロ 本特例措置による届出を行っている被保険者が、１（１）又は（２）の対象者の要件に該当していることを確認した旨
- ハ 本特例措置による届出を行っている被保険者について、被保険者本人の同意を書面で得ている旨
- ニ 本特例措置の届出の内容が事実であることを確認できる書類（（２）の書類）及び本特例措置による届出を行っている被保険者の同意書を、届出から２年間、確実に保存する旨
- ホ 本特例措置による届出を行っている被保険者について、過去に令和２年８月から令和３年７月までを急減月とする本特例措置による届出を行っていないことを確認している旨
- ヘ 当該被保険者について、休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額が、その者の標準報酬月額に比べて２等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、速やかに、その内容を届け出ることを約する旨（その旨の本人同意があることを含む。）
- ト 組合管掌健康保険に加入する事業所又は厚生年金基金設立事業所の場合にあつては、健康保険組合又は厚生年金基金に対し、同様の特例改定の手続を行う旨

（２）関連書類の保存

（１）のほか、添付書類等の提出は不要な取扱いとするが、本特例措置の届出及び申立書の内容が事実であることを確認できる書類については、事業所調査等により後日確認する場合があるので、届出日から２年間は保存を要するものとする。

（例：休業命令等が確認できる書類、出勤簿、賃金台帳、本人の本特例改定の申請内容への同意書など）

（３）受付期間等

本特例措置による届出は、令和２年１０月５日から受理することとする。なお、令和３年１月から同年３月までを急減月とする届出については、同年１月２５日から、同年４月から同年７月までを急減月とする届出については、同年４月２６日から受理することとする。

また、長期の遡及による保険料の賦課や給付の調整、給与事務の複雑化を防止する等の観点から、令和３年２月末までを受付期間とする。なお、令和３年１月から同年３月までを急減月とする届出については、同年５月末までを、同年４月から同年７月までを急減月とする届出については、同年９月末までを受付期間とする。

3 その他の運用上の留意点等

(1) 本人の同意

本特例措置による改定を行う場合は、被保険者の保険料額への影響のみならず、年金給付、傷病手当金及び出産手当金への影響も生じることを、被保険者本人が十分に理解した上で同意することが必要である。このため、被保険者に不利益が生じないよう、その内容につきあらかじめ本人の自署による同意を要するとともに、その同意書を適切に保存することが必要であることに特に留意すること。

なお、本人の同意書についての参考様式は、別紙3のとおりであること。

(2) 再度の特例措置の届出の取扱い

本特例措置による届出は、保険料の賦課や給付、給与事務の複雑化、不安定化等を防ぐため、同一の被保険者について、令和2年8月から令和3年7月までを急減月とする本特例措置による改定を複数回行うことや、令和2年8月の報酬の総額に基づく定時決定に係る保険者算定の特例と令和2年8月から令和3年7月までを急減月とする本特例措置による改定を行うこと、届出後に急減月の選択等を変更すること等はできないので留意すること。

ただし、令和2年4月から同年7月までを急減月とする本特例措置による改定とは、それぞれ一度に限り行うことが可能であること。

(3) 前回通知との関係

同一の被保険者について、令和2年6月又は7月を急減月とする本特例措置による改定と令和2年8月から令和3年7月までを急減月とする本特例措置による改定をそれぞれ行った場合において、前回通知に基づき令和2年6月又は7月を急減月として特例措置による改定をした者に係る休業回復に伴う特例改定（前回通知2の柱書の※5の届出）に該当する前に、令和2年8月から令和3年7月までを急減月とする本特例措置による改定を行ったときは、前回通知2の柱書の※5の届出を行うことは要さず、本通知1（1）ただし書の届出のみを行うこととなること。

このほか、令和2年4月から同年7月までを急減月とする本特例措置による改定の取扱いについては、引き続き、前回通知によるものであること。

(4) 健康保険等との関係

厚生年金保険（厚生年金基金を含む。）と健康保険の社会保険制度としての適用上の一体性を確保し、給与事務等の複雑化を防止する等の観点から、いずれか一方のみを任意に選んで本特例措置による改定を行うことは、できない取扱いとなることに留意すること。

このため、事業主からの申立書において、健康保険組合又は厚生年金基金についても同様の特例改定の手続を行う旨のチェック欄を設けているため、この点を確認し、チェックがない場合には、事業主に対し申立書を返戻した上で、一体的に手続を行うよう求めること。

(5) 組合管掌健康保険との関係

健康保険組合が行う組合管掌健康保険における取扱いは、「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等についての健康保険の標準報酬月額保険者算定の特例の延長等について」（令和2年9月29日付け保保発0929第1号厚生労働省保険局保険課長通知）により、各健康保険組合の定めるところによること。

(参考) 改正後全文

また、組合管掌健康保険に加入している事業所の事業主においては、厚生年金保険に係る本特例措置の手続を行った場合には、(4)のとおり、当該健康保険組合に対して健康保険に係る本特例措置の手続を行う必要があることに留意すること。